

(仮称)自治基本条例の制定に向けて

区民の皆さん・区議会・区(行政)が一体となって条例を検討しています

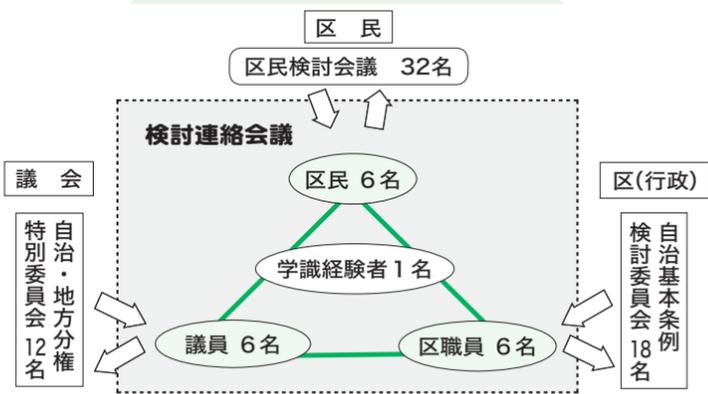
自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、区における自治の基本理念や基本原則を明らかにするものです。「新宿区」という単位で物事を考え、決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

昨年2月から、区民・区議会・区(行政)の三者の代表で構成する「(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議(検討連絡会議・左図)」を設置し、条例の検討を進めています。

今回は、これまでの検討内容をお知らせします。また、「(仮称)新宿区自治基本条例区民討議会」の運営を委託する事業者を募集します。

【問合せ】企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502、議事事務局事務係(本庁舎5階) ☎(5273)4026へ。

検討連絡会議の構成



検討連絡会議での検討内容

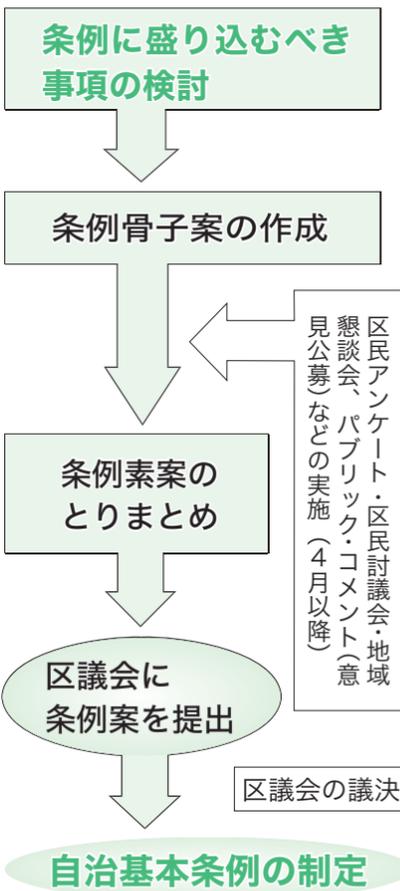
検討連絡会議では、条例にどのような内容を盛り込むのか、区民・区議会・区がそれぞれの案を持ち寄り、検討しています。

今回は、検討連絡会議で新たに条例に盛り込むことで一致した「住民参加の仕組み」の一部の事項についてお知らせします。今後、取り組み状況は、随時、「広報しんじゅく」などでお知らせします。

◆住民参加の仕組み

- 区政への区民参加の保障・区政に提案する機会の保障：条例に盛り込むことで一致
 - 地域自治の推進：区民と区との協働・住民投票等：引き続き検討
- ※1月26日現在で検討されている内容です。

(仮称)自治基本条例制定の流れ



(仮称)新宿区自治基本条例区民討議会 運営委託事業者の募集

条例制定の過程で、より多くの区民の皆さんの意見を伺うために開催する「区民討議会」の運営を委託する事業者を募集します。

区民討議会は、現在、検討連絡会議で策定に取り組んでいる「自治基本条例骨子案」について意見を伺うもので、ドイツで住民自治の手法として行われている「プラウマンクス・ツェレ」を参考に実施するものです。

住民基本台帳等から「無作為抽出」した区民の方を対象に討議会に参加していただける方を募集し、「自治基本条例骨子案」を中心に設定したテーマに関して、参加者が討議する形式で行います。

運営委託事業者には、2日間の討議の中で、参加者の意見を収集・整理していただきます。

【委託内容】区民討議会の実施主体となる運営会による企画・運営のコーディネート、区民討議会当日の運営、報告書の作成ほか

【選考方法】プロポーザル方式(書類審査とプレゼンテーションによる審査)

【申込み】所定の申込書等を3月1日(月)までに、企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502へ。

選考方法等詳しくは、募集要項(2月23日(火)まで企画政策課で配布)をご覧ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

※区民討議会は、5月または6月(連続する2日間)に実施する予定です。

住民参加型市場公募債

第4回「新宿夢まち債」を募集

● 利率は3月4日(木)に発表

区民の皆さんを対象に区が発行する債券です。今回募集する資金は、おとめ山公園(下落合2-10)と合わせて整備する「区民ふれあいの森」の整備に活用します。

【発行総額】5億円
【募集期間・申込み】3月5日(金)午前9時～18日(木)、左表の取扱金融機関へ。ただし、発行総額に達し次第、販売を終了します。先着順。区役所では販売しません。

【発行日】3月26日(金)
【購入限度額】1人当たり30万円まで(1万円から1万円単位で購入できます)
【償還日(満期日)】平成27年3月26日(木)
【手数料】ありません。購入対価のみお支払いいただきます。
【中途での換金】債券価格は、市場金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には損失が生じることがあります。また、発行者の信用状況の変化やそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

【対象】区内在住で20歳以上

【償還方法】5年満期一括償還

【購入限度額】1人当たり30万円まで(1万円から1万円単位で購入できます)
【発行日】3月26日(金)
【償還日(満期日)】平成27年3月26日(木)
【手数料】ありません。購入対価のみお支払いいただきます。
【中途での換金】債券価格は、市場金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には損失が生じることがあります。また、発行者の信用状況の変化やそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

【問合せ】購入に関すること
と：みずほ銀行新宿支店 ☎(3354)0111、西京信用金庫本店営業部 ☎(3356)7111、西新宿支店 ☎(3337)4300、東京三協信用金庫本店 ☎(3200)7121、新宿支店 ☎(3356)6711、西落合支店 ☎(5996)2711、早稲田支店 ☎(3204)2211、みずほインバスターズ証券新宿支店 ☎(3342)4311、みずほインバスターズコールセンター ☎0120(555)3247

取扱金融機関・店舗	電話番号
みずほ銀行新宿支店	(3354) 0111
// 四谷支店	(3351) 6151
// 新宿中央支店	(3356) 4111
// 新宿西口支店	(3342) 2211
// 新宿南口支店	(3344) 6111
// 中井支店	(3951) 9141
// 早稲田支店	(3204) 0211
// 飯田橋支店	(3269) 5211
// 新宿新都心支店	(3345) 1221
// 高田馬場支店	(3362) 6211
// 東京都庁出張所	(5381) 0021
// 東京都庁公営企業出張所	(5320) 7580
西京信用金庫本店営業部	(3356) 7111
// 西新宿支店	(3374) 4300
東京三協信用金庫本店	(3200) 7121
// 新宿支店	(3356) 6711
// 西落合支店	(5996) 2711
// 早稲田支店	(3204) 2211
みずほインバスターズ証券新宿支店	(3342) 4311
みずほインバスターズ証券コールセンター	0120 (555) 3247

ハトなどの野鳥にえさを与えないで



ハト等の野鳥のふん・羽毛などへの苦情が多く寄せられています。

ハト等の野鳥のふん・羽毛などへの苦情が多く寄せられています。また、ダニの繁殖などにより、アレルギー性ぜん息・皮膚炎を引き起こすなど、健康被害につながることもあります。

野鳥であるハト等は、人間がえさを与えなくても、雑草や樹木の種子・芽などを食べて生きています。野鳥や野生動物の本当の保護は、むやみに近付かないことです。野鳥との適切な関係を保つためにも、ご協力をお願いします。

【問合せ】生活環境課公害対策係(本庁舎7階) ☎(5273)3764へ。